

## 第3期松江市子ども・子育て支援事業計画について

令和6年3月14日

こども政策課

## 1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画（策定義務があるもの）であり、すべてのこどもに良質な育成環境を保障し、こどもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的としたものである。

令和6年度は第2期計画の計画期間の最終年であり、また、令和7年度からは第3期計画が開始するため、令和6年度末にかけて策定作業を行う必要がある。

図1 計画期間と策定作業時期

	H 2 7 年 度	計画期間 (5年)	R 元 年 度	R 2 年 度	計画期間 (5年)	R 6 年 度	R 7 年 度	計画期間 (5年)	R 1 1 年 度
第1期計画	●————→								
第2期計画	策定作業 (H30-R元年度)				●————→				
第3期計画					策定作業 (R5-R6年度)		●————→		

※各期とも計画期間の中間年に中間見直しを実施

## 2 こども施策に関する国の動向（こども大綱及びこども計画）について

## (1) こども大綱について

- ・こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定（令和5年12月22日）
- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの

## (2) 市町村こども計画について

- ・こども基本法第10条で、都道府県は都道府県こども計画を、市町村は市町村こども計画を定めるよう、努力義務が課せられている
- ・市町村こども計画は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して策定
- ・市町村こども計画は、既存の各法令に基づくこども施策に関する市町村計画（例：子ども・子育て支援事業計画など）と一体的に作成することが可能

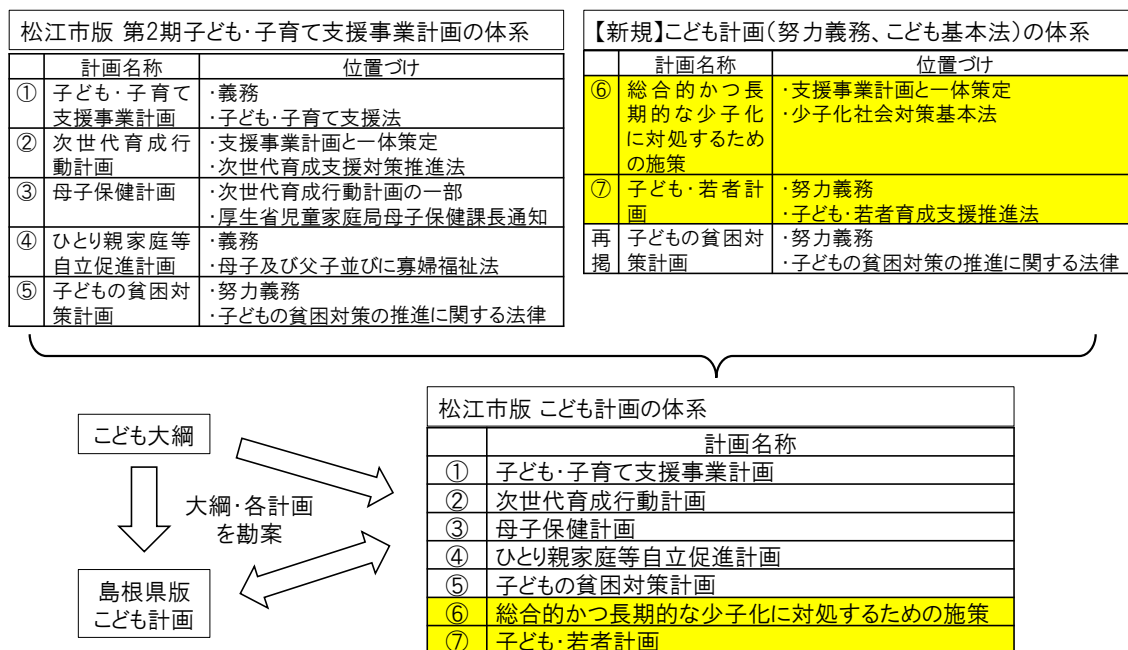
## 3 島根県の方針について

- ・島根県版子ども・子育て支援事業計画は令和6年度が計画期間の最終年
- ・関係する計画を一本化して「こども計画」を策定（令和7年度から計画期間が開始）

#### 4 本市の方針について

第3期松江市子ども・子育て支援事業計画は、市町村こども計画と一体的なものとして策定し、市民にとって分かりやすい計画の策定を目指す。

図2 各計画の体系まとめ



#### 5 策定スケジュールについて

以下の策定スケジュール（予定）を目途として、アンケートやニーズ調査等で得られた当事者のご意見等を踏まえながら、児童福祉専門分科会にて内容の検討を行い、「松江市こども計画」の策定を行う。

表1 策定スケジュール（予定）

概ねの時期	内容	対象等
R5年9月	子育て支援に関する保護者アンケート	0～18歳の保護者
R6年2月	量の見込みの算出に係るニーズ調査	未就学児の保護者
R6年度 (通年)	児童福祉専門分科会 (松江市こども計画の内容検討、計5回開催予定)	多角的な視点を取り入れ 内容の検討を行う
R6年7月	子ども・若者の意識や生活に係る調査	今後の国及び県の動向を 踏まえて検討
R6年12月	こどもの意見聴取	
R6年12月	パブリックコメント	市民
R7年3月	松江市こども計画の完成 関係機関へ報告	—

各アンケート・調査の概要は以下のとおりである。

(1) 子育て支援に関する保護者アンケート

調査概要：子育てに関する市民ニーズを把握し、計画の策定の基礎資料とするもの

調査対象：0～18歳の市民の保護者（1,500人を無作為抽出）

調査方法：調査案内文書を郵送し、回答はしまね電子申請サービスで受付

実施時期：令和5年9月

(2) 量の見込み・確保方策の設定に係るニーズ調査

調査概要：教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を定めるための準備調査

調査対象：未就学児の保護者（4,000人を無作為抽出）

調査方法：調査票を郵送による送付・回収

実施時期：令和6年2月

(3) こども・若者の意識や生活に係る調査、こどもの意見聴取について

- ・こども基本法では、自治体に対し、こども施策の策定・実施・評価にあたっては、こどもまたは関係者の意見を反映するための措置を講じる義務を課している。
- ・調査や意見聴取方法等については、国が作成する「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」や、島根県版こども計画の策定状況を踏まえて検討する。

以上